

ID: 1717

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第18条第1項		
法令番号	平成25年法律第105号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日